

個人無申告者調査通知後特急申告プラン料金算定根拠

無申告売上金額	経費0円とした所得(白色申告)	所得税(基礎控除48万のみ)	住民税(基礎控除43万のみ)	左記	左記×25% = 報酬限度額/年		消費税本税10%とみなす	左記×25% = 報酬限度額/年		報酬限度額合計(所得+消費)/年	最終見積報酬金額/年	注意1
1,000,000	1,000,000	26,500	59,500	86,000	21,500					21,500	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
2,000,000	2,000,000	77,500	159,500	237,000	59,250					59,250	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
3,000,000	3,000,000	157,700	259,500	417,200	104,300					104,300	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
4,000,000	4,000,000	282,300	359,500	641,800	160,450					160,450	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
5,000,000	5,000,000	476,500	459,500	936,000	234,000					234,000	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
6,000,000	6,000,000	676,500	559,500	1,236,000	309,000					309,000	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
7,000,000	7,000,000	876,500	659,500	1,536,000	384,000					384,000	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
8,000,000	8,000,000	1,116,500	759,500	1,876,000	469,000					469,000	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
9,000,000	9,000,000	1,351,300	859,500	2,210,800	552,700					552,700	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
10,000,000	10,000,000	1,639,300	959,500	2,598,800	649,700	800,000	200,000			849,700	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
11,000,000	11,000,000	1,976,200	1,059,500	3,035,700	758,925	880,000	220,000			978,925	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
12,000,000	12,000,000	2,265,600	1,159,500	3,425,100	856,275	960,000	240,000			1,096,275	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
13,000,000	13,000,000	2,650,100	1,259,500	3,909,600	977,400	1,040,000	260,000			1,237,400	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分
14,000,000	14,000,000	2,987,000	1,359,500	4,346,500	1,086,625	1,120,000	280,000			1,366,625	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分

報酬根拠の解説

- ・ 税務調査の加算税より税理士報酬の方が高額になるのではないかという疑問に基づき、弊所が独自に設定した算式です。
- ・ したがって弊所に依頼することによる「金銭的メリット」を必ず保証するわけではありません。
- ・ 無申告者が税理士に依頼せずそのまま税務調査を受け、無申告売上高を実額で指摘され、経費を主張できずに経費0円だった、と仮定した場合の所得税及び住民税を算出しています。
- ・ 無申告者が税理士に依頼し、調査日までに事前に修正申告を提出、その際、経費を売上の50%計上できた、と仮定しています。
- ・ その場合に所得税及び住民税を50%減額できたと仮定し、その半半%を税理士報酬限度額として算出しています。
- ・ つまり無申告者が税理士に依頼せずそのまま税務調査を受け、無申告売上高を実額で指摘され、経費を主張できずに経費0円だった、と仮定した場合より、税理士に依頼した場合は所得税及び住民税を50%減額できたわけであるからその半額、つまり減額できた所得税及び住民税の25%を税理士報酬の限度額としています。
- ・ さらに、経費計上手間報酬調整があります。
- ・ 令和5年以後の所得税については、無申告の状態で税務調査を受けた場合の無申告加算税の加重及び後出し簿外経費の計上不可が適用されるため、税務調査開始前に無申告状態を解消する金銭的メリットがさらに増加すると解されます。